特定非営利活動法人塩尻市体育協会慶弔規則

（目的）

第1条　この規則は、特定非営利活動法人塩尻市体育協会（以下「本会」という。）役職員（以下「役職員」という。）の慶弔に関し、相互の親和を図ることを目的とする。

（役職員）

第2条　この規則に定める役職員の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　本会定款第１２条に定める役員

(2)　本会定款第１９条に定める顧問

(3)　本会定款第２０条に定める事務局職員

(4)　本会定款第３９条に定める専門委員長

(5)　本会定款第４０条に定める部会長

(6)　本会定款加盟団体規則に定める加盟団体の長

（慶弔の範囲及び基準）

第３条　役職員が次の各号に該当するときは、慶弔金又は見舞金を贈るものとする。

(1)　死亡弔慰

　　ア　役職員が死亡したとき　　　　　　　　 　　　　10,000円又は生花・弔電

　　イ　配偶者が死亡したとき　　　　　　　　　　　　　　　　　5,000円・弔電

　　ウ　子又は同居の父母が死亡したとき　　　　　　　　　　　　5,000円・弔電

(2)　傷病見舞い

　　役職員が傷病のため入院7日を越える状況にあるとき　　　　　3,000円

(3)　災害見舞い

　役職員の居住が、災害により相当の損害をうけたとき　　　　　5,000円

(4)　結婚

　役職員が結婚したとき　　　　　　　　　　　　　祝電またはメッセージ

(5)　前各項のほか特に必要と認める事項については、会長が専務理事と協議し決定する。

（報告）

第４条　前項による該当者が発生した場合、加盟団体は直ちに事務局に報告する。

（その他）

第５条　この規則により慰問又は弔問を受けた者は慣習により答礼を行わないものとする。

附　則

　この規程は、平成１４年４月１１日から施行する。